佐伯印刷株

目

次

選挙管理委員会告示

成二十八年

縦覧期間

平成二十八年六月二十一日

八四

曜

日 )

日

月十

六

木 大分県選挙管理委員会告示第二十号 平成二十八年六月二十二日の一日間 

がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏 た者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者 経由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面の縦覧期間は、次のとおりである。

平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における在外選挙人名簿に登録し

平成二十八年六月十六日

大分県選挙管理委員会委員長

木

俊

廣

平成二十八年六月二十二日の一日間

参議院大分県選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間………………

〇選挙管理委員会告示

参議院大分県選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる 参議院大分県選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日·······一

平成二十八年六月十六日

び生年月日を記載した書面の縦覧期間は、次のとおりである。

平成二十八年六月十六日

被登録資格の決定の基準となる日

大分県選挙管理委員会委員長

木

俊

廣

平成二十八年六月二十一日。ただし、年齢要件については、同年七月十日とする。

登録を行う日

資格の決定の基準となる日及び登録を行う日並びに選挙人名簿に登録した者の氏名、

住所及

平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録

大分県選挙管理委員会告示第十九号

公職の候補者の立候補の届出があった日

大分県選挙管理委員会委員長

木

俊

廣

示することができる日を次のとおり定めた。

平成二十八年六月十六日

平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲

大分県選挙管理委員会告示第十八号

大分県報号外 (選管委告示)